平成２１年（フ）第３９７号
愛知県稲沢市中野宮町29番地１
債務者　水野　貴行
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　綾子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５８６号
群馬県前橋市鳥羽町639番地　金井貸住宅、住民票上の住所群馬県前橋市下小出町３丁目７番地３
債務者　小笠　銀子
１　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土坂　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５号
福島県双葉郡浪江町大字津島字寺田９番地８
債務者　加藤　　榮
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３５号
佐賀県唐津市紺屋町1679番地
債務者　渡邊　博之
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２９７８号
愛知県豊明市新田町前原１番地　ナビライフ豊明マンションⅠ番館313号
債務者　本田　慶子
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月23日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９２０号
札幌市西区山の手３条３丁目２番１号　サボワール３．３―205号
債務者　平　　昭子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺島　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７０号
愛知県津島市古川町１丁目37番地
債務者　村瀬　一昭
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　海田　雅史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７５号
愛知県愛知郡長久手町打越104　コーポ西ノ根103号、住民票上の住所名古屋市名東区亀の井１丁目50番地　コーポ山中102号
債務者　小林　茂一
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹之内智哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１９号
大分県別府市大字南石垣1518番地の582
債務者　甲斐　　始
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月16日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４７０号
長野県須坂市大字亀倉203番地20
債務者　山﨑　春文
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　寛文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５４号
群馬県沼田市東原新町1482番地16　武井康夫アパートＢ号
債務者　鶴淵　　裕
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
青森県上北郡おいらせ町二川目４丁目73番地820
債務者　張田　博子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４８号
青森県三沢市岡三沢８丁目75番地２号　R530A
債務者　小原由美子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１６３号
青森県十和田市大字三本木字並木西161番地３　小川貸家
債務者　留目　　隆
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第６３０号
埼玉県春日部市新宿新田343番地５クリーンハイム201
債務者　堀江　春雄
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
埼玉県春日部市新宿新田343番地５クリーンハイム201
債務者　堀江　和子
１　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０７８号
名古屋市中川区東起町２丁目19番地の１　ニューコーポ東起501号
債務者　西井裕希代
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部